



基発第1127005号

平成15年11月27日

各都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長

勤労者財産形成促進法第14条の2（事務代行団体への事務の委託）  
の規定の趣旨等について

本年9月19日付けで内閣府より「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」が公表され、その中において、規制改革事項として「勤労者財産形成制度における事務代行の趣旨の明確化」が取り上げられたところです。

この「事務代行の趣旨の明確化」が取り上げられたのは、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号。以下「財形法」という。）第14条の2の規定が、規模の大きな事業主の財形法上の事務代行を制約するものであるとの理解の下に提出された要望があったためであり、これについては、「財形法上、事業主が金融機関等に対し行うこととされている事務の代行については、事業主の規模にかかわらず、委託することができる旨を明確化し、周知する」ことにより対応する必要があるとされたところです。

これを受けて、標記について下記のとおりお示ししますので、これに御留意の上、勤労者財産形成促進制度の普及促進等につき引き続き御協力をお願いいたします。

## 記

## 第1 財形法第14条の2の趣旨について

- (1) 財形法第14条の2第1項は、中小企業の事業主が、自らがその構成員となっている法人である事業主団体であって厚生労働大臣が指定するもの（以下「事務代行団体」という。）に対して、財形法に基づく事務を委託することができる旨を定めているが、具体的に委託することができる事務として明記されているのは、雇用・能力開発機構に対する財産形成貯蓄活用助成金の支給請求

に係る事務のみ（勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号）第25条の5）である。すなわち、財形法第14条の2第1項の規定により、この支給請求に係る事務については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の規定にかかわらず、社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外に事務代行団体も行うことができるようにしているものである。

(2) 財形法第14条の2第2項は、中小企業の事業主が勤労者から委託を受けて行っている勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下「勤労者財産形成貯蓄契約等」という。）に係る事務を事務代行団体に委託する場合の勤労者の同意手続について規定したものである。委任契約に関する民法（明治29年法律第89号）の原則においては、本人の同意手続について特段の要請はないところであるが、財形法第14条の2第2項の規定は、勤労者本人の同意を事業場ごと一括して書面で得なければならない（勤労者財産形成促進法施行規則第25条の6及び第25条の7）こととしているものである。

(3) 以上のように、財形法第14条の2は、社会保険労務士法及び民法の特則と位置付けられるが、あくまで、一部の助成金について中小企業の事業主による支給請求手続の緩和を図るとともに、中小企業の事業主が事務代行団体に事務を委託する場合の同意手続を明らかにしたものにすぎないものである。したがって、財形法第14条の2の規定は、中小企業以外の事業主が事務代行団体を含め他者に事務を委託することを何ら制限するものではなく、また、中小企業の事業主が事務代行団体以外の者に事務を委託することについても制限を課すものではない。

なお、租税特別措置法及び同法に基づく政省令においても、事務代行団体に関する規定があるが、これも、中小企業の事業主が財形法に基づく事務を事務代行団体に委託する場合には、その中小企業の事業主が負うべき税務上の事務を事務代行団体が負担（各種申告書の経由、写しの保存）することを明らかにしているにすぎないものである。

## 第2 事業主が他者に事務を委託する場合の整理について

財形法及び同法に基づく政省令に基づいて事業主が行うこととされている事務並びに勤労者から委託を受けて事業主が行う事務のうちの主なものについて、第三者へ委託することの可否を整理すると別紙のとおりである。

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
勤労者財産形成貯蓄契約等関係	○勤労者が勤労者財産形成住宅貯蓄を引き出す場合に、持家としての住宅の取得等のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額の金銭について当該勤労者に対して事業主が行う貸付け（勤労者財産形成促進法施行規則（昭和46年労働省令第27号。以下「財形則」という。）第1条の16）	○	
勤労者財産形成給付金契約関係	○勤労者財産形成給付金契約について、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないうときはその勤労者の過半数を代表する者（以下「労働組合等」という。）との書面による合意締結に係る事務（財形法第6条の2第1項）	○	
	○信託会社等との勤労者財産形成給付金契約の締結に係る事務（財形法第6条の2第1項）	○	
	○勤労者財産形成給付金契約の締結に係る厚生労働大臣への承認の申請に係る事務（財形法第6条の2第1項）	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）違反となる。
	○勤労者財産形成給付金契約の記載事項の変更に係る厚生労働大臣への届出に係る事務（財形則第2条第3項）	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）違反となる。
財形法及び同法に基づく政省令において事業主が行うこととされている事務	○勤労者財産形成給付金契約に基づく信託金等の払込みに充てられる金銭の拠出を行うこと（財形法第6条の2第1項第1号）	×	金銭の拠出自体は事業主の本人性が必要な行為であり、第三者による代行は適当でない。ただし、金銭の拠出のための具体的な事務を委託することは差し支えない。

	事務内容	第三者が代行することの可否	備考
	<p>○勤労者財産形成給付金契約における信託の受益者等となることについての資格の決定及び当該資格の決定に当たつての労働組合等との書面による合意締結に関する事務 (勤労者財産形成促進法施行令(昭和46年政令332号。以下「財形令」という。)第16条)</p>	○	
	<p>○勤労者財産形成給付金契約における信託等の払込みに係る拠出額の決定についての基準を定めること及び当該基準を定めるに当たつての労働組合等との合意締結に関する事務 (財形令第17条第3項)</p>	○	
	<p>○勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約等を締結している者でなくかつ、勤労者財産形成給付金契約の対象となる事業場の勤労者でなくかつ、又は勤労者財産形成給付金の受益者等とされない勤労者となつたことにより、中途支払理由に係る理由が生じた場合における勤労者財産形成給付金契約の相手方である信託会社等に対する通知に係る事務 (財形令第20条第2項)</p>	○	
	<p>○勤労者財産形成給付金契約に係る受益者等の資格を定めるとき又は当該資格若しくは拠出額の基準を変更する際に行う厚生労働大臣への承認の申請に係る事務 (財形令第23条第4項)</p>	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	<p>社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。</p>
	<p>○同一の勤労者について複数の勤労者財産形成給付金契約を締結する場合における勤労者財産形成給付金の一括支払機関の指定に係る事務 (財形令第6条の2第1項第7号)</p>	○	

事務内容	第三者が代行することの可否	備考
<p>○勤労者財産形成給付金契約の受益者等又は勤労者財産形成基金の構成員であった勤労者について、転職、出向、転勤等の異動が生じた場合で、異動後の事業場で勤労者財産形成給付金契約の受益者等となつたときの異動前の契約に係る金銭を勤労者の申出に基づき異動後の契約に基づく最初の信託金等の払込みに係る事務 (財形法第6条の2第1項第8号)</p>	○	
<p>○勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約の受益者等であった勤労者が転職、出向、転勤等の異動が生じた場合で、異動後の事業場でも勤労者財産形成給付金契約又は勤労者財産形成基金契約の受益者等となつたときの異動前の契約に係る金銭を異動後の契約に基づく最初の信託金等の払込に充てる旨の申出と併せて勤労者が行う給付金の請求に基づき事業主の信託会社等に対する給付金の支払に係る事務 (財形令第21条の5)</p>	○	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。
<p>○勤労者財産形成給付金の一括支払機関の指定又は変更に係る厚生労働大臣への書面による届出に係る事務 (財形令第25条第1項)</p>	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	
<p>○勤労者財産形成給付金契約の解約に関する厚生労働大臣への書面による届出に係る事務 (財形令第25条第2項)</p>	○ (社会保険労務士又は社会保険労務士法人に限る)	社会保険労務士又は社会保険労務士法人以外の第三者が他人の求めに応じ報酬を得て業として当該事務を代行することは、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)違反となる。